

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぽう平成24年
(2012年) 8 月25日
毎月3回5の日に発行
(購読料は会費に含む)第1842号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.jp

市議会旬報

社会保障・税一体改革関連法の成立について

本日、社会保障・税一体改革関連法が成立した。少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとっての安定財源の確保は避けることのできない課題であり、今回の法案成立を評価するものである。

ただし、消費税率の引上げの実施に当たっては、東日本大震災の影響や厳しい地域経済の状況等に配慮するとともに、消費税の逆進性を踏まえた低所得者への対策を講ずることが必要である。また、国民の理解を得るためにも、引き続き、国・地方を通じて徹底した行財政改革を行うとともに、地方分権改革を断行していかなければならない。

また、今後の社会保障制度の総合的かつ集中的な改革に当たっては、社会保障制度運営の中核として住民と直接向き合う地方はまさに社会保障の運営責任者であることから、企画立案段階からの国と地方の緊密な連携・協力が不可欠である。このため、「社会保障制度改革国民会議」での検討に地域の現場の意見を十分反映させるとともに、「国と地方の協議の場」において真摯に議論することにより、国と地方の力を結集し、真に国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度の実現を求める。

平成24年 8 月10日

地方六団体

全国知事会 会長
全国都道府県議会 議長
全国市長会 会長
全国市議会 議長
全国町村会 会長
全国町村議会 議長山田啓二
山本教和
森民夫
関谷博
藤原忠彦
高橋正

8 月10日

社会保障・税一体
改革関連法が成立

地方六団体が共同声明

社会保障・税一体改革関連法案が8月10日、参議院本会議で可決され、成立した。法案の成立で、消費税は現行の5%から平成26年4月には8%、27年10月には10%へと段階的に引き上げられる。本会をはじめ地方六団体は法案の成立を受け共同声明を発表した。左掲。消費税率の引き上げにあたっては、引き上げ分の配分割合を巡り、国と地方で協議が重ねられてきた。同法の成立で地方へ地方消費税分1・2%、地方交付税分0・34%が配分される。

渡辺光雄・本会副会長
(藤沢市)

自治法改正案の衆議院総務委員会可決を受け8月9日、本会副会長の渡辺光雄・藤沢市議会議長ら議会三団体代表

自治法改正案で
三議長会が活動

は衆議院関係者と面談。可決に感謝するとともに本会議での早期成立を求めた。改正案

面談要請先 (順不同)

【民主党】▽武正公一・衆議院総務委員長▽逢坂誠二・衆議院総務委員会理事(総務部門会議座長)▽原口一博・前衆議院総務委員長▽黄川田徹・前総務副大臣▽皆吉稻生・衆議院総務委員会委員【自

の概要は2・3面に掲載。また、参議院関係者と面談し、衆議院通過後の参議院による速やかな審議を求めた。衆参両院の面談者は左掲。改正案は8月10日、衆議院本会議で成立し参議院へ送付された。

【民主党】▽岸田文雄・国会対策委員長▽山口俊一・総務会長代理▽浜田靖一・国会対策委員長代理▽佐藤勉・議院運営委員会筆頭理事▽石田真敏・衆議院総務委員会筆頭理事▽平井たけや・総務部長▽磯崎陽輔・総務部会部会長代理▽坂本哲志・総務部会副部会長▽橋慶一郎・衆議院総務委員会委員▽中曽根弘文・参議院議員会長▽溝手顕正・参議院幹事長▽脇雅史・参議院国会対策委員長▽世耕弘成・参議院国会対策委員長代理▽山本一太・参議院議員▽村田吉隆・選挙制度調査会長【公明党】▽木庭健太郎・総務部会長▽西博義・総務部会部会長代理▽稲津久・衆議院総務委員会理事【国民の生活が第一】▽福岡健一郎・衆議院総務委員会理事

辻勝徳氏(大村市議会議長)は8月13日逝去、67歳。葬儀は8月16日、大村市内で執り行われた。喪主は妻の洋子さん。

【写真でみる8月9日の三議長会要請活動】①平井たくや・自民党総務部会長②皆古稻生・衆議院総務委員会委員③坂本哲志・自民党総務部会副部会長④黄川田徹・前総務副大臣⑤山本一太・自民党参議院議員⑥磯崎陽輔・同党総務部会部会長代理⑦中曾根弘文・同党参議院議員会長⑧溝手顕正・同党参議院幹事長⑨西博義・公明党総務部会部会長代理⑩石田真敏・衆議院総務委員会筆頭理事⑪逢坂誠二・衆議院総務委員会筆頭理事



地方自治法の一部を改正する法律案の概要

(平成24年3月9日閣議決定)

地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会の会期及び招集、議会と長との関係、直接請求制度等について必要な改正を行う。

1 地方議会制度

- ① 地方議会の会期
- ・地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とする

とができることとする。

※通年の会期とは、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするもの。

※通年の会期を選択した場合、議会は会議を開く定例日を条例で定める。

※長等の議場への出席義務については、定例日又は議案の審議に限定する。

※長等が議場に出席できない正当な理由がある場合に、議長に届け出たとき

- ② 臨時会の招集権
- ・議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとする。
- ③ 議会運営
- ・委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方

2 議会と長との関係

- ① 再議制度（長が、異議の

ある議決や越権・違法な議決等に対して、再度の議決を議会に求める制度）

- ・一般再議の対象を条例・予算以外の議決事件（総合計画など）に拡大する。
- ※条例・予算以外の議決の再議決要件は過半数とする。

② 専決処分（議会が議決すべき事件について必要な議決が得られない場合に、議決に代えて長が行う処分）

- ・副知事及び副市町村長の選任を対象から除外する。
- ・条例・予算の専決処分に

- ③ 条例公布
- ・長は、条例の送付を受けた日から20日以内に再議に付す等の措置を講ずる場合を除き、当該条例の公布を行わなければならないこととする。
- 3 直接請求制度
- ・解散・解職の請求に必要な署名数要件を緩和する。
 - ※現行：有権者数の3分の



4 国等による違法 確認訴訟制度の創 設

1 (40万を超える部分については6分の1) ↓改正後・有権者数の3分の1 (40万から80万の部分については6分の1、80万を超える部分については8分の1)

起することができるとする。

5 一部事務組合・ 広域連合等

・一部事務組合、協議会及

び機関等の共同設置からの脱退の手續を簡素化する。
※広域連合は対象外とする。
・一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組

織することができるとする。
・広域連合に執行機関として長に代えて理事会を置くことができることとする。

〈施行期日〉
① 地方議会の会期、臨時会の招集権、議会運営(公聴会等)、再議制度、専決処分、条例公布の公布日

直接請求制度(署名数要件の緩和)、国等による違法確認訴訟制度の創設、一部事務組合・広域連合等公布後6月以内において政令で定める日

地方自治法一部改正案に対する議員修正案の概要

1 政務調査費制度 の改正

① 名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改める。

② 政務活動費を充てられることができる経費の範囲について、条例で定めなければならない。

③ 議長は、政務活動費については、その使途の透明性

の確保に務めるものとする。

2 百条調査に係る 出頭・証言及び記 録提出の請求の要 件の明確化

議会は、当該団体の事務に関する調査を行うため、関係人の出頭・証言及び記録提出の請求をする場合は、「特に必要があると認めるとき」に限るものとする。

3 長等の議場出席 への配慮

通年の会期を選出した議会の議長は、長等に対し議場への出席を求めるに当たっては、当該団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならないものとする。

本会と基地協が25年度予算と税制改正を

民主総務部門会議で要望

8月8日に開催された民主党・総務部門会議には、渡辺光雄・本会副会長(藤沢市)、神田隆彦・基地協会会長(呉市)が出席し、所属国会議員に對し要望した。本会の要望



逢坂誠二・民主党総務部門会議座長(右)、大島敦・総務副大臣(左)



神田隆彦・基地協会会長(呉市)

総務部門会議後に 基地協が要請行動

民主党・総務部門会議終了

△東日本大震災からの早期復興・復興△原子力発電所事故災害の対応△地方分権改革の推進△地方議会の権能強化△消防防災体制の充実強化△過疎地域の自立促進△合併市町村に対する支援の拡充△基地対策関係予算の確保△治安対策の強化△北方領土返還△人権救済制度の確立△地方一般財源総額の確保△都市税源等の充実強化△地方債金の確保△地方公営企業に

対する財政措置の充実強化△国庫補助負担金改革△地域医療保険制度△保健衛生施策△療養施設△介護保険制度△少子化対策△雇用対策△社会福祉施策△環境保全施策△文教施策△農業振興対策△林業振興対策△水産業振興対策△農林水産業共通政策△食の安全及び消費者の信頼確保△策△中小企業振興対策△資源・エネルギー対策△自然災害対策の推進△都市基盤整備の推進△観光立国の推進



大野功統・自民党安全保障調査会顧問に要望



橘慶一郎・自民党総務部副会長に要望

後、基地協は所管事項の要望実現に向け、神田会長を中心に正副会長・相談役による実

行運動班を編成し編成自治体は下掲。大野功統・自民党安全保障調査会顧問、橘慶一郎・同党総務部副会長に相次いで面談し要望した。

基地対策関係施策に 関する重点要望

1、基地交付金・調整交付金(総務省所管)の増額確保等
今年度は固定資産税の評価替えの年度に当たするため、基地交付金・調整交付金については、これまで3年ごとに増額されている経緯を踏まえ、増額すること。
また、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊の使用する資産に拡大すること。
2、基地周辺対策経費(防衛

(総務省所管)の増額確保等
▽基地周辺対策経費(防衛省所管)の所要額確保等——の2本を重点要望として掲げ要請活動を実施した。左掲。

実行運動班編成自治体
▽会長▽呉市▽副会長▽むつ市▽同▽上越市▽同▽武蔵村山市▽同▽木更津市▽同▽善通寺市▽同▽瑞穂町▽相談役▽千歳市▽同▽横須賀市▽同▽相模原市▽同▽佐世保市

省所管)の所要額確保等
(1)基地周辺対策事業については、近年、補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準の緩和がなされたことは評価されるものであるが、今後更に緩和を図るとともに、所要額を確保すること。
(2)在日米軍再編に伴い負担額となる市町村に対しては、十分な支援措置を講ずるとともに、再編に伴い現行の基地対策関係予算に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。

民主総務部門会議における神田基地協会長の発言要旨

ただ今、ご紹介いただきました、全国市議会議長会基地協議会の会長を務めております、広島県呉市議会議長の神田でございます。

本日はこのような機会を賜り、誠にありがとうございます。

まず、逢坂座長をはじめ民主党の諸先生方には、平素より、基地関係市町村の行財政運営に、格別のご高配を賜っておりますことに対し、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げる次第であります。

市長会全国基地協議会の吉田・横須賀市長さんと重複いたしますが、私からは、基地交付金・調整交付金について発言させていただきます。

お手元に要望書を配布いたしておりますので、のちほどご覧いただきたいと存じますが、ご承知のように、我々、米軍、自衛隊の基地を抱える市町村においては、基地所在に伴って、有形無形の様々な苦勞をしているのが実情であります。

基地交付金・調整交付金は、そうした基地所在市町村が、施設の所在に伴う財政需要に対処するため、固定資産税の代替的性格をもつ一般財源として交付されているものであります。

しかしながら、両交付金については、固定資産税相当額と大きな乖離があり、本来の課税相当額の3割程度の額にとどまっております。

そのような状況を踏まえ、これまで、基地交付金・調整交付金については、3年ごと、すなわち固定資産税の評価替えの翌年度において増額されてきた経緯がございます。

現在、基地関係市町村は、長期にわたる景気低迷による税収の伸び悩みや、基地の所在に伴う財政需要の増大等により大変厳しい状況にありますことから、私ども基地関係市町村議会のうち、本年6月定例会でおよそ130市町村議会が「基地対策予算の増額確保等を求める意見書」を関係行政庁に提出しております。

諸先生方におかれましては、こうした基地関係市町村の実情を、是非ともご理解を賜り、基地交付金・調整交付金の増額確保に向け、ご支援をお願い申し上げます。

また、あわせて、防衛省所管の基地周辺対策経費につきましても、所要額が確保されますよう、お力添えを賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

以上、私からの発言とさせていただきます。